

○三次市みよしブランド認定要綱

平成 27 年 3 月 13 日 告示第 34 号

三次市みよしブランド認定要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、市内で生産又は製造される産品等で特に優れたものを「みよしブランド」として認定し、情報発信することにより、生産者の意欲や商品力の向上、市全体の知名度の向上を図り、観光の誘客及び消費拡大による地域産業の活性化に資することを目的とする。

(認定の対象)

第 2 条 認定の対象となる産品等は、市内において生産される一次産品又は市内において製造される加工品、商品、工業製品及び伝統的工芸品で、次条に規定する認定基準を満たす産品等とする。

(認定の基準)

第 3 条 みよしブランドの認定基準は、別表に掲げるとおりとする。

(認定の申請)

第 4 条 みよしブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市みよしブランド認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 市内において一次産品、加工品、商品、工業製品又は伝統的工芸品を生産又は製造するもの

(2) 市内に住所を有する個人、市内に主たる事業所を有する法人及び団体

(3) 申請者（個人にあっては世帯員全員）が申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納していること。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者は、申請者となることができる。

(認定の審査及び決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容等について三次市みよしブランド認定審査会設置要綱（平成 26 年三次市告示第 198 号）に規定する三次市みよしブランド認定審査会（以下「審査会」という。）にお

いて審査するものとする。

- 2 審査会は、審査を行うため、申請された産品等（以下「申請品」という。）及び必要書類の提供を求めることができる。この場合において、提供された申請品及び必要書類は、原則として返却しないものとする。
- 3 審査会は、申請品の審査の結果を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、申請品がみよしブランドとして認定すべきと認めるときは、当該申請者に対して三次市みよしブランド認定書（様式第2号）及び認定プレートを交付し、みよしブランドとして認定すべきでないと認めるときは、当該申請者に対して三次市みよしブランド不認定通知書（様式第3号）により、その理由を付して通知するものとする。

（認定マークの使用）

第6条 前条の規定により認定を受けた申請品（以下「認定品」という。）の申請者（以下「認定事業者」という。）は、別に定めるみよしブランド認定マーク（以下「認定マーク」という。）を当該認定品の包装等に表示することができるものとする。

- 2 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。
- 3 認定マークの表示に要する経費は、認定事業者が負担するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、認定を決定した日から3年を経過した日が属する年度の末日とする。

（認定事業者の責務）

第8条 認定事業者は、みよしブランド認定制度に関すること及び認定品について積極的な情報の発信を行うとともに、認定品の生産、販売及び流通体制や品質の維持に努めるものとする。

- 2 認定品に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、当該認定事業者が一切の責任を負うものとし、事故等の解決に向け誠意をもって対応するものとする。

（認定内容の変更）

第9条 認定事業者は、認定の内容に著しい変更が生じたときは、三次市みよしブランド認定内容変更届出書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出な

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出について必要と認めるときは、審査会においてその内容を審査するものとする。

(認定の更新)

第10条 認定事業者は、認定の有効期間終了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の更新をすることができるものとする。ただし、第8条に規定する認定事業者の責務を果たしていないと認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定による更新をしようとする認定事業者は、当該認定期間の満了する2箇月前までに、三次市みよしブランド認定更新申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 3 第1項の規定により更新される認定の有効期間は、認定期間の満了する日の翌日から3年を経過した日が属する年度の末日とする。

(認定の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者から認定辞退の届出があったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品が第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (4) 認定品の生産、製造及び販売を1年以上中止し、再開の見込みがないとき。
- (5) その他、みよしブランド認定制度の運用に重大な支障をきたす行為、又は信用を著しく損なう行為があったとき。

- 2 前項の規定により認定が取り消されたときは、速やかに認定マークの使用を中止しなければならない。

- 3 第1項第1号の届出は、三次市みよしブランド認定辞退届出書（様式第6号）により行うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成２７年３月１３日から施行する。

別表（第３条関係）

地域性	(１) 市内で生産された原材料等を主原料として製造している (２) 市内において伝統的に生産、製造している (３) 三次の自然環境、歴史、風土等にちなんだストーリー性や話題性を有している (４) 販売開始から概ね１年を経過しており、販売実績があり、市民に認知されている
独自性	(１) ネーミング、デザイン、機能等において独自性や希少性があり、類似品との差別化が図られている (２) 生産方法等において伝統的技術を保持している、又は先進的技術、独自の技術を取り入れている
信頼性	(１) 環境負荷低減に配慮した栽培、生産方式を取り入れている、又は取組を行っている (２) 品質保持、衛生管理及び苦情対応等の方法や方針が明示されている (３) 生産、製造に関する関係法令を遵守している (４) 客観的な評価（受賞、認証等）を受けている
将来性	(１) 将来にわたり継続的かつ安定的な生産、販売が可能である（後継者育成、生産能力の維持又は拡大、原材料の安定調達等） (２) 新たな商品開発や販路開拓、生産拡大など、市場動向に応じた柔軟性や計画を持っている (３) 魅力ある観光資源としてアピールでき、集客効果が期待できる
戦略性	(１) 消費者に対して産品を通じた新たな価値の提案がされている、または計画がある

	(2) ブランド認定を通じた広報手法及び市のイメージ向上につながる取組や計画がある
--	---